

鴨川市衛生センター一般汲取収集業務民間委託の導入について

1 経過について

鴨川市衛生センターのし尿収集業務については、新市合併協議会で決議された「合併後の新市において民営化を検討する」を受け、鴨川市一般廃棄物処理基本計画に基づき、効率的な行政運営に資するためを目的に平成 22 年 4 月より浄化槽汚泥清掃・運搬業務の民間許可制の導入を実施したところであります。

これにより、おおよそ直営職員を 8 名減少させることができ、ならびに直営収集車 4 台を廃止するにいたって一定の成果を得たと考えられます。

したがいまして、許可制導入後も職員の減少に伴っては、生し尿（一般）の収集業務の民営化についても検討を実施した結果、民生活力の導入効果を引き続き活用するとし、この度、平成 24 年 4 月に生し尿の収集業務の一部の委託化を実施することといたしました。

2 事前準備について

平成 23 年度に正職員の退職者があり平成 24 年 4 月 1 日より一部地域（長狭・田原地区全域および西条・鴨川の一部）を民間業者に業務を委託することとし、スムーズな民間委託への移行を実現させるため、以下のとおりといたしました。

- (1) 浄化槽清掃許可制の導入時とは異なり、生し尿の業務委託導入の場合は件数も多く、料金的なトラブルや汲取方法の混乱を防ぐため、試行期間的なものを設け、期間中は直営収集車に委託業者社員にも同乗してもらい現場研修を実施し、導入後に混乱が生じないように努めることとしました。
- (2) 上記の業務委託を遂行するためには、請負業者は車両の準備に早くても 2 ヶ月、また、「し尿の汲取り」という特殊な作業を行なう人員を採用・教育するための期間を充分確保する必要があるため、今回、平成 23 年 12 月議会において業務委託契約の債務負担行為の議案を提出し、平成 24 年 1 月には業務委託契約の入札を実施いたしました結果、鴨川市浄化槽清掃運搬許可業者 8 社のなかから、鴨川市内浦 2803 番地所在の（株）東工業を業務委託請負業者として選定をするにいたしました。

3 業務委託内容について

現在の衛生センター一般汲取り区域割りの状況は次のとおりです。

平成 22 年度実績

平成 23.3.31

資料 1

現在

区域	号車名	担当戸数 (戸)	収集実績 (戸)	収集量 (ℓ)	収集手数料 (円)
天津・東条	1号車	446	5,712	1,244,898	15,682,625
田原・長狭	2号車	559	6,085	1,449,108	18,072,739
鴨川・西条	5号車	514	6,132	1,125,450	14,178,189
太海・江見	6号車	320	5,151	1,357,524	17,102,887
小湊・天津	10号車	503	5,807	895,266	11,278,115
応援			145	51,930	654,293
計		2,342	29,032	6,124,176	76,968,848

※ 平成 24 年度において収集業務を委託する地域には、市街地をもたない田原・長狭地区がふさわしいと考え、西条・鴨川の一部を加えた 2 号車区域で実施することといたしました。

上記の【資料 1】の田原・長狭地区内のし尿汲取り戸数は月平均 559 戸で、年平均 10.89 回汲取りを行っており、汲取量の実績は年 1,449,108ℓであり、汲取料金としては単価 12.6 円/ℓで年間 18,072,739 円（一部官庁などの施設無料）の収入手数料があります。

4 委託契約について

一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務については、特にし尿の収集の場合は委託請負業者が特殊車両（バキューム車）の購入をする必要があり、また、特殊作業を行なう作業員を確保して業務を行なわせる必要があるため、鴨川市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則第 2 条第 2 項の規定により、長期継続契約といたしました。

5 業務委託料の設定について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定では、市町村が一般廃棄物の収集・運搬、処分等を委託する場合として次のように基準が定められています。

- (1) 受託者は、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財産基盤を有しかつ受託しようとする業務に関し相当の経験を有する者であること。
- (2) 受託者は法に違反してない者であること。
- (3) 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。
- (4) 委託料が委託業務を遂行するに足りる額であること。
- (5) 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に従事する者が直接、その収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- (6) 委託契約の中には、上記に違反のあったときには、当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

など以上の点が一般廃棄物の収集運搬委託基準として法律施行令に規定されております。

したがいまして、今回の業務委託料の料金設定方法としては、昭和39年来、47年間直営収集で業務を行ってきた本市においては、生し尿収集業務委託について財産基盤もしっかりとした、経験を充分有した請負業者がまだ存在せず。また、一部特定区域だけを委託する今回の委託業務を遂行するに足りる額とするには、委託料の設定方法を汲取った量による従量制による変動的な価格設定ではなく、区域制による定額の業務委託料の設定が必要と考えられ、今回このようなことから、定額制による委託契約を締結することといたしました。

6 委託区域

委託地区の字は下記のとおりです。

委託地区			
長狭地区	田原地区	西条地区	鴨川地区
鴨川市平塚	鴨川市坂東	鴨川市滑谷	鴨川市横渚 の一部
鴨川市金束	鴨川市押切		
鴨川市古畑	鴨川市池田		
鴨川市奈良林	鴨川市京田		
鴨川市佐野	鴨川市太田学		
鴨川市釜沼	鴨川市竹平		
鴨川市大幡	鴨川市川代		
鴨川市北風原	鴨川市太尾		
鴨川市寺門	鴨川市来秀		
鴨川市横尾	鴨川市大里		
鴨川市細野	鴨川市田原西		
鴨川市松尾寺			
鴨川市大川面			
鴨川市仲			
鴨川市宮山			
鴨川市吉尾平塚			
鴨川市成川			
鴨川市北小町			
鴨川市南小町			
鴨川市上小原			
鴨川市主基西			

